

博士論文（要約）

ブラセロ・プログラムとメキシカンの権利保障

－ 移民政策をめぐる 1940-60 年代の米墨関係

戸田山 祐

1942年から64年まで、一般に「ブラセロ・プログラム」として知られる米墨間の協定に基づき、米国内の農場へ延べ460万人のメキシコ人短期移民労働者（ブラセロ）が導入された。本論文の目的は、1940年代から60年代中葉のアメリカ合衆国（以下、米国とする）におけるメキシカン（米国内に居住・滞在するメキシコ人および、メキシコ系アメリカ人の総称）の法的・社会的地位や権利が、ブラセロ・プログラムをめぐる同時期の米国とメキシコの外交関係といかに結びついていたのかという問題について考察することである。とくに、同プログラムが継続されていた時期に全米で最大級のメキシカン人口を抱えていた、テキサス州でのメキシカンの法的・社会的地位や権利をめぐる問題との関係に焦点を当てた。また、ブラセロの導入およびそれに付随して起きたメキシコ人非合法移民の流入が米国内のメキシカンを中心とする農業労働者の運動にいかなる影響を及ぼしたのかという問題についても考察している。

序章では、州法に基づく人種隔離が実施されていた1960年代初頭までのテキサスにおいて、メキシカンは「白人」としての法的地位を有する一方で、「有色人種」と同様の隔離や差別の対象とされていたことを確認したうえで、メキシカンの権利保障は、テキサス州内での問題に留まらず、米国とメキシコのあいだの外交問題でもあったことを指摘した。

第1章では、世紀転換期から1930年代までのメキシコから米国への人の移動を概観し、本論文の中心的な分析対象であるブラセロ・プログラムの成立に至る歴史的背景について、メキシコ人に対する同時期の米国の出入国管理政策の特質に注目しつつ考察した。ここで明らかにしたのは、永住と米国市民権の取得を前提とせず、労働力需要が低下すれば帰国させることができる一時的な滞在者としてメキシコ人を受け入れる制度的枠組みが、この当時から米国には存在していたことである。

第2章では、第二次世界大戦中のブラセロ・プログラムをめぐる政府間交渉について分析した。ブラセロ・プログラムでは二国間協定に労働者の待遇や滞在期間についての詳細な規定が設けられるとともに、同プログラムの策定および成立後の運用においては、米墨両国政府の担当者でのあいだでは頻繁な折衝が必要となった。本章では、テキサスにおけるメキシカンに対する隔離・差別が、ブラセロ・プログラム継続に当たっての重大なリスク要因としてメキシコ側から提示され、1943年以降、同州のみがメキシコ政府の要望に基づいてブラセロの導入を禁止されたことが、州内のメキシカンの社会的地位や処遇の問題に対処するための州政府の取り組みを促したと指摘するとともに、その効果の限界についても論じた。

第3章では、ブラセロ・プログラムが、どのような理由によって戦後も継続されるようになったのか、また継続に伴っていかにその性格を変えたのかという問題について考察した。まず本章では、戦後の産業構造の変化によって米国内で農業労働者が不足しており、その傾向は長期的に続くとの認識が農場主や、その支持を受けた議員によって広範に共有されていたことが、戦後のブラセロ・プログラムの継続を促した一因であったことを確認した。さらに、先行研究

では検証が不十分であった、ブラセロ・プログラムの存続とメキシコからの非合法移民流入の問題化の関係について考察し、同プログラムを存続させたうえで、両国政府の管理下でメキシコ人に米国内で合法的に就労する機会を保障しておくことが、非合法移民の抑制策としては有効であるとの合意が1948年までに成立したと指摘した。本章のいま一つの意義は、ブラセロ・プログラムは米国内でのメキシコ人の権利保障にも資するものであるとメキシコ側が認識していたことを、同プログラムの継続の一因として指摘した点にある。非合法移民は米国内で差別や搾取の対象とされる可能性が高かったことを考慮すれば、正規の滞在資格を持ち、協定によって労働者および米国内に滞在する外国人としての権利を保障されているブラセロの送出を戦後も継続することはメキシコ政府にとって有意義な選択肢であった。これはまた、テキサスでのメキシコ人短期移民労働者への労働力需要の高さについては米墨両国のブラセロ・プログラム担当者が広く認めていたのにもかかわらず、メキシカンへの差別・隔離や搾取といった問題がとりわけ深刻視されていた同州へのブラセロの導入が1948年に至っても実現しなかった理由でもあったということも、本章でのブラセロ・プログラムをめぐる米国政府・メキシコ政府・テキサス州政府間の交渉の分析によって明らかになった。

第4章では、1948年10月に起きたテキサスへのメキシコ人労働者の大量非合法入国事件によって、ブラセロ・プログラムが停止された後、翌49年8月に同プログラムが再開されるまでの経緯を分析した。本章では、1948年に入って深刻化した米墨国境地帯におけるメキシコ人労働者の大量集中は、国境警備を担当していた米国移民帰化局やメキシコ内務省に多大な負担を強いていたことを指摘した。そのうえで、非合法移民の流れを抑制するための手段としてブラセロ・プログラムを位置づけていた米墨両国の外交・国境警備政策担当者は、米国内でのメキシコ人労働力への需要に応えようとする一方で、移民・出入国管理に関連する両国の法律に則った形でメキシコ人労働者の移動を実施しようと務めていたことを明らかにした。さらに本章では、1949年の新協定の締結に向けた米墨間交渉を分析し、米墨両国の外交・国境警備政策担当者は、テキサスでのブラセロへの需要の高さについて合意していたとともに、同州での問題を理由にブラセロ・プログラム全体を停止することは大きなリスクを伴うとの認識を共有するようになっていたと指摘した。

第5章では、まず、ブラセロ・プログラムが1949年に再開された後、いかに米墨両国間の労働力移動を管理する方策として定着していったのかについて考察した。ここではまず、テキサス州南部における非合法移民の雇用の継続に対処すべく、米墨両国の政府がブラセロ・プログラムの実施形態を同州の農場経営者の意向を反映させた形に改変していった過程について分析することで、テキサスでのメキシカン農業労働者の雇用のあり方がブラセロ・プログラムの策定と実施に大きな影響を及ぼしていたことを指摘した。また、1950年代前半の米国移民帰化局によるメキシコ人非合法移民の摘発がテキサスの地域社会において持った意味について、農場

経営者およびメキシコ系アメリカ人の動向および、テキサス州政府による非合法移民の送還問題への取り組みに焦点を当てて考察するとともに、テキサス州内でメキシコ人労働者を雇用していた農場経営者の要求が、1950年代後半のブラセロ・プログラムの実施形態に影響を与えた可能性を指摘した。最後に本章では、非合法移民の摘発と並んでメキシコ人移民に対する米国の政策の中核に位置づけられ、1950年代後半にその規模を拡大させていったブラセロ・プログラムが、1960年代に入って米国内での農業労働力需要および政治的状況の変化によって廃止に追い込まれてゆく過程について検討した。

第6章では、1940年代後半から60年代初頭にかけて米国とメキシコの労働組合のあいだで展開された、ブラセロの組織化をめぐる一連の交渉の分析を通じて、ブラセロ・プログラムが国境を越えた労働力移動への労組の対応をいかに促したのかという問題について考察した。1940年代末から50年代初頭にかけて、ブラセロ・プログラムの長期的な存続が実現するなかで、もともと外国人労働者の流入に否定的であった米国の全国農業労働者組合（National Farm Labor Union）が、メキシコの労組との協力関係の構築を模索するなかで、みずからの組織に受け入れるべき対象を、米国籍を持つ農業労働者から、米国内に定住する外国籍労働者、さらにはブラセロまでに拡大していった過程を明らかにするとともに、そのような二国間の協力体制が持続できなかった要因についても分析した。また、二国間協定の策定過程への参加を求める米墨両国の労働組合の動向に注目することで、ブラセロ・プログラムの実施に当たって米墨間協定で定められた労働条件や賃金についての規定が、全国労働関係法の適用対象から除外されていた米国内の、とくにメキシカン農業労働者にとっていかなる意味を持っていたのかについても考察した。

以上の考察を通じて、本論文は以下の結論を提示した。テキサスがメキシコ人短期移民労働者を必要としているということについては、米墨両国政府の外交担当者やテキサス州政府のあいだにはブラセロ・プログラムの開始当初から明確な合意が存在していた。そのうえで、テキサスでのメキシカンへの権利保障を、ブラセロの導入実現による農業労働力の確保と密接に結びつけた政策課題と捉える点において、米墨両国の連邦政府およびテキサス州政府の見解は一致していたと結論付けた。また、二国間協定に定められた、最低賃金および労働条件の保障規定は、米国の農業労働組合が1940年代後半から50年代にかけて、米国内で就労する農業労働者の権利保障を求める運動を展開するに当たって、重要な先例となった。メキシコとの協定に基づいてブラセロは労働条件や賃金水準を保障されていたが、これは米国の農業労働組合に対し、ブラセロを組織化していたメキシコの労働組合との協力を通じて、ブラセロに対して保障されているこれらの権利を米国内で生活し働いている労働者にも適用させるよう米墨両国の政府に働きかける戦略をもたらしたと結論づけた。